

各種届出に係る留意事項

1 変更の届出について（変更届出書等の必要事項早見表 参照）

介護保険法の規定により、厚生労働省令で定められた事項について変更があった場合、変更から10日以内に変更届出書を届け出る必要があります。

なお、指定特定施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設については、事前に変更申請書が必要となる場合があります。

2 変更の届出の特例について

運営規程の「従業員の職種・員数及び職務の内容」については、年1回以上見直しを行い、必要に応じて変更する場合、人員増減の度の変更届出書の提出は省略して差し支えありません。

これは、①運営規程上の「従業員の職種、員数及び職務の内容」は事業所の人員体制を定めたものであるが、現員と一致しない場合があること、②運営規程の内容は、その時々々の事業所の体制を正確に表したものであるべきであり、定員と現員が大きく異なることのないよう、適正な頻度で見直しが行われていること、③頻繁な員数の変更も想定されるため、見直しの時期を事業所等で定めた期間（少なくとも年1回以上）において変更の必要性に応じ、10日以内に提出することを要件として事業所・施設が変更届出書の届け出る頻度を緩和するものです。

ただし、「従業員の職種・員数及び職務の内容」のみの変更であっても、人員に大幅な増減が生じた場合や、事業所・施設の体制に影響するような職種の変更があった場合については、随時、運営規程の変更を行い、変更から10日以内に届け出てください。

また、事業所・施設の設備の変更や増改築、利用定員の増員等、指定基準等を改めて確認する必要がある変更については、事前相談の上、届け出るよう協力をお願いします。

3 変更の届出時における人員基準等の確認について

従業員の員数や勤務形態等の変更に伴って変更の届出がされた際、その変更によって人員基準を満たさなくなり人員基準欠如による減算を行う、介護報酬の加算の算定要件を満たさなくなる等、遡及して介護報酬の返還を求める事例が生じています。

各種変更が生じた際には、人員基準や届出をしている介護報酬の算定要件を継続して満たしているかを確認するとともに、算定要件を満たさなくなる場合は、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」も併せて提出してください。

4 休止の届出について

事業を休止する場合、休止届出書を休止の日の1か月前までに届け出てください。休止届出書はあくまで当該事業を再開することを前提に届け出るものであるため、指定（許可）有効期間内の期間の範囲内において、概ね1年以内を目安に設定してください。

5 再開の届出について

休止している事業を再開する場合は、再開届出書を再開の日から10日以内に届け出てください。その際、従業者の員数や勤務形態等が休止前と異なる場合は、併せて変更届出書を届け出てください。また、必要に応じて「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」も併せて提出してください。

6 廃止の届出について

事業を廃止する場合は、廃止届出書を廃止の日の1か月前までに届け出てください。

7 その他の届出について

老人福祉法における老人居宅生活支援事業、特別養護老人ホーム等の運営を行う事業者は、老人福祉法上の規定により、厚生労働省令で定められた事項について、高齢者支援課に変更届を提出する必要があります。休止等する場合も同様です。必要な書類については高齢者支援課にお問い合わせください。

老人福祉法に定める届出が必要な事業	介護保険法において該当するサービス
老人居宅生活支援事業 （提出期日： 変更日から1月以内）	<ul style="list-style-type: none"> ・（介護予防）訪問介護 ・（介護予防）通所介護 ・（介護予防）短期入所生活介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・夜間対応型訪問介護 ・（介護予防）認知症対応型通所介護 ・（介護予防）小規模多機能型居宅介護 ・（介護予防）認知症対応型共同生活介護 ・複合型サービス
特別養護老人ホーム （提出期日：事前）	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設 ・地域密着型介護老人福祉施設

担当窓口：福山市高齢者支援課（Tel：084-928-1189）